

一 天皇制について

天皇を「元首」であることを明確にする。
第1条中「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」を「日本国の元首」に改正する。

二 第9条について

① 自衛隊を軍隊に位置付ける。
第9条第2項に「ただし、他国からの不当な侵害に対する自衛のための戦力は、保持することができる。」を加える

② 国際協調の立場から国連主導の国際紛争解決に参加できるように改正する。

第9条に第3項を加える。
「前項の規定にかかわらず、国連の要請があつた場合は、国際紛争を解決する手段として武力の行使をすることができ
る。」

三 私有財産の権利を制限する。

① 私有財産は、公共の目的のために制約を受けることを明記する。

第29条第1項を改める。

「国民の生活に必要な財産権は、これを侵してはならない。」

② 条例でも私有財産権を制限できることを明記する。

第29条第2項中「法律」を「法律又は基本条例」に改める。

四 地方自治体の権限を明確にし、地方政府に近い存在にする。

① 道州制について明文化する。

第8章地方自治に都道府県を地域ごとに統合した大きな政治単位としての道州を設けるとともに当該道州の組織及び権能を定めた規定を加入する

② 地方自治体の権限を明確にし、自主立法権を強化する。

○ 道州は、国の固有の権限を侵さない範囲内において、法律に優先する基本条例を定めることができる規定を加入する。

○ 基礎的自治体は、国又は道州の固有の権限を侵さない範囲内において、法律又は道州の条例に優先する基本条例を定めることができる規定を加入する。

○ 基本条例の制定には、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。